

金総政第 6199 号
金監督第 2671 号
日金第 625 号
日市第 260 号
令和 3 年 11 月 25 日

各協会代表者 殿

金融庁総合政策局長 松尾 元信
金融庁監督局長 栗田 照久
日本銀行金融機構局長 正木 一博
日本銀行金融市場局長 大谷 聡

(金融庁・日本銀行ともに公印省略)

日本円金利指標に関する検討委員会による「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議」取りまとめ報告書」を踏まえた今後の対応について

ロンドン銀行間取引金利 (London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」という。) については、米ドルの一部テナーを除き、現行のパネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出する LIBOR (以下、「パネル LIBOR」という。) が 2021 年 12 月末をもって公表停止されることが確定している。

また、英国金融行為規制機構 (以下、「FCA」という。) は、2021 年 9 月 29 日、円 LIBOR の一部のテナー (1 か月、3 か月、6 か月) については、2022 年 1 月以降の 1 年間に限り、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR (以下、「シンセティック LIBOR」という。) を公表するための権限を行使することを決定した旨、公表した。

我が国においては、これまで、シンセティック円 LIBOR が構築されることを前提として、日本円金利指標に関する検討委員会 (以下、「本邦検討委員会」という。) を中心にシンセティック円 LIBOR の利用のあり方に関する議論が行われてきた。金融庁及び日本銀行の考えを別紙のとおり示すので、貴協会加盟金融機関に対して周知願いたい。

1. 我が国における円 LIBOR からの移行対応に関する現状について

金融庁及び日本銀行は、これまで、LIBOR 参照の既存契約における LIBOR の恒久的な公表停止に向けた基本的な対応は、代替金利指標への「移行」、あるいは「フォールバック」条項の導入であるとの考えを、令和 3 年 3 月 8 日付金融庁及び日本銀行公表文書「LIBOR の公表停止時期の公表及びシンセティック円 LIBOR 構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」（以下、「金融庁・日本銀行共同声明」という。）をはじめ、様々な機会を通じて示してきた。

また、各金融機関においては、本邦検討委員会が 2020 年 8 月に公表（2021 年 4 月一部更新）した「LIBOR の恒久的な公表停止に備えた本邦での移行計画」（以下、「本邦移行計画」という。）及び各金融機関が策定した移行計画に則って、可能な限り早期に移行またはフォールバック条項を導入すべく、顧客への説明及び契約改定に向けた顧客交渉を進めることが重要であるとの考えも示してきた¹。

今般、金融庁及び日本銀行が実施した 2021 年 9 月末時点における主要な本邦金融機関の移行対応の進捗状況調査を見ると、概ね順調に進捗しており、回答時点では、真に移行が困難な既存契約（以下、「タフレガシー」という。）に該当し、シンセティック円 LIBOR の利用が見込まれる契約は報告されなかった。また、本邦検討委員会も、2021 年 9 月 28 日に公表した「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議」において、「本邦移行計画に沿った移行対応が進んでいると考えられ、現時点において、契約当事者間の交渉・合意による移行対応が実行できない契約は特定されていない」としている。

しかしながら、移行対応が必要な既存契約全てについて対応が完了したわけではなく、2021 年 12 月末までに完了しないリスクや不確実性が残っていることから、各金融機関においては、残された期間においても基本的な対応に取り組む必要がある。

2. 日本円金利指標に関する検討委員会による市中協議について

金融庁・日本銀行共同声明において、パネル円 LIBOR の公表が停止される 2021 年 12 月末までに円 LIBOR からの秩序ある移行を実現するためには、シンセティック円 LIBOR に安易に依拠することがあってはならず、シンセティック円 LIBOR の利用に当たっては、移行あるいはフォールバック条項の導入に向けて顧客への説明及び契約改定に向けた顧客交渉をしっかりと進めたもとの、タフレガシーに限定され、いわばセーフティネットとして利用されるべきものであるとの考えを示した。

本邦検討委員会は、金融庁・日本銀行共同声明で示した内容も踏まえて検討を進め、2021 年 9 月 28 日に「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する市中協議」を実施し、同年 11 月 19 日に上記市中協議に関する取りまとめ報告書（以下、「市中協議結果」という。）を公表した。市中協議結果は、市場参加者が、本邦移行計画に沿った移行対応を引き続き進めていくことが重要であるとした上で、シンセティック円 LIBOR の利用を検討

¹ 円以外の外貨建て LIBOR 参照取引については、各通貨の母国当局または検討体が示したタイムラインやガイダンス等に基づいた対応を求めている（金融庁・日本銀行共同声明脚注 1、令和 3 年 6 月 17 日付金融庁「外貨建て LIBOR を参照した取引の対応について」参照）。

し得る契約の考え方や、シンセティック円 LIBOR を利用する場合の留意事項等が示されている。金融庁及び日本銀行としては、市中協議結果は、金融庁・日本銀行共同声明の趣旨に沿ったものであると考えており、市中協議結果を支持する。

また、市中協議結果は、幅広い市場関係者からの意見を取りまとめたものであり、「市場規範」としての性格を持つといえる。金融庁及び日本銀行は、金融機関がシンセティック円 LIBOR の利用を試みようとする場合には、市中協議結果に則って対応することを期待している。

なお、パネル円 LIBOR の公表が停止される 2021 年 12 月末まで残された時間はわずかであることも踏まえ、移行対応をしっかりと進めたもとでもなお、契約当事者間で移行対応が真に困難であると判断し、シンセティック円 LIBOR の利用を試みることとした場合には、市中協議結果で示された留意事項をはじめ、コンダクト・リスクにも留意して対応されたい。

3. 金融庁及び日本銀行の対応について

金融庁及び日本銀行は、現時点において移行対応が完了していない円 LIBOR 参照の既存契約の対応状況について、第 3 回 LIBOR 利用状況調査（調査基準日：2021 年 12 月末）の実施も含め、引き続き連携してモニタリングを通じて確認するとともに、その状況に応じた対応の徹底を金融機関に求めていく。

また、金融庁及び日本銀行は、2022 年 1 月以降、必要に応じて金融機関におけるシンセティック円 LIBOR の利用状況、及びシンセティック円 LIBOR を利用する際の顧客対応状況について確認していく考えである。具体的には、実際にシンセティック円 LIBOR を利用した既存契約について、その利用の理由・根拠や、利用に際しての留意事項への対応状況、シンセティック円 LIBOR から代替金利指標への移行状況等を確認する。

金融庁においては、上記の確認結果に基づき、必要に応じて監督上の対応を講じることも検討する。

なお、市中協議結果は、市場規範としての性格を持つといえるものであることを前提としつつ、監督・モニタリングの上で参考とする考えであることを申し添える。

(以 上)